



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

福祉・人権

市総合保健福祉審議会委員を募集

時 6月1日(水)～令和6年7月31日(水)
対 6月1日時点で40～64歳の市内在住・在勤・在学の見守り保険第2号被保険者(本市の審議会等委員を3機関以上兼職している人、国・地方公共団体の議員・職員除く)、**定** 1人、**内** 市総合保健福祉計画の進捗管理等の審議、**¥** 日額9千円、**申** 5月6日(消印有効)までに、小論文(住所・氏名・生年月日・電話番号・勤務先または学校名と所在地を記入、テーマ等は市HP参照)を、郵送または直接、〒567-8505 地域福祉課 ☎ 620・1634

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人は、有効期間内に更新手続きをしなければ保険給付が受けられません。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内に(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。**問** 長寿介護課 ☎ 620・1637

介護保険料の納入通知書等を発送

介護保険料を年金から天引きしていない65歳以上の人に、4月上旬に通知書等を発送します。納付書払いの人に

は納付書、口座振替の人には納入通知書、4月に特別徴収(年金からの天引き)を開始する人には特別徴収開始のお知らせを送ります。4月中旬を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。**問** 長寿介護課 ☎ 620・1639

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。**対** 次の **ア** ～ **イ** いずれかに該当する人、**ア** 次の全てに該当し、市が認定した人、**①** 市民税非課税世帯、**②** 世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額)以下、**③** 世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下、**④** 日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、**⑤** 医療保険の扶養家族ではない、**⑥** 親族等の援助が期待できない、**⑦** 介護保険料を滞納していない、**回** 生活保護受給者、**回** 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、**内** 利用者負担額(10%相当分)、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%(高齢福祉年金受給者は50%)、**回** 個室居住費または滞在費全額、**問** 利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎ 620・1639

コミュニティデイハウスのご利用を

4月から、街かどデイハウス「てくてく東奈良(東奈良二丁目1府宮住宅集会所)」☎ 646・9320、「たまちゃん(水尾二丁目7-39)」☎ 635・4002 がコミュニティデイハウスに移行します。ぜひ、ご利用ください。**対** ① 65歳以上の人(要介護認定者除く)、② 事業対象者、要支援1・2の人、**内** 健康チェック、介護予防の運動、趣味活動、食事等、**¥** 利用料と食事・趣味活動等の実費、**備** ② ケアプラン作成等の手続きが必要、**問** 長寿介護課 ☎ 620・1637

訪問理美容サービス事業のご利用を

対 在宅で生活する外出困難な要介護3～5の65歳以上、**内** 府理容生活衛生同業組合、府美容生活衛生同業組合の茨木支部加入店の訪問理美容費を助成するチケットを交付、**¥** 1枚で出張費上限千円(施術料実費)、**備** 年度の上限枚数は申請が4～6月14枚、7～9月13枚、10～12月12枚、1～3月11枚、**申** 長寿介護課 ☎ 620・1637

ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業のご利用を

在宅で生活する、要介護1以上の高齢者世帯に、介護保険制度対象外の簡単な作業等のサービスを提供します。

新たに①西・②南保健福祉センターがオープン

保健福祉センターは、地域の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、世代や分野を問わず、保健と福祉に関するあらゆる相談を受け付け、解決に向けて取り組むための施設です。保健師や福祉の専門職が対応します。お気軽にご利用ください。

所 ① 南春日丘五丁目1-8、② 新和町21-27、**対** ① 春日・郡・畑田・沢池・西・春日丘・穂積小学校区、② 玉櫛・水尾・玉島・葦原・天王・東奈良小学校区、**問** ① ☎ 645・5011、② ☎ 630・2550



地域包括支援センターを増設

同センターでは、高齢者やその家族を、介護・福祉・健康・医療等さまざまな面から総合的に支えるため、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置しています。より身近な地域で相談できるよう、4月から高齢者に関する総合相談窓口を増設します。住んでいる地域ごとの担当事業所に、お気軽にご相談ください。☎福祉総合相談課 ☎ 655・2758

担当小学校区	センター名	問合先
清溪・忍頂寺・山手台	清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センター	☎ 649・1808
安威・福井・耳原	地域包括支援センター天兆園	☎ 640・3960
豊川・郡山・彩都西	地域包括支援センター常清の里	☎ 641・3164
太田・西河原	太田・西河原地域包括支援センター	☎ 631・5200
三島・庄栄	三島・庄栄地域包括支援センター	☎ 631・5566
東・白川	東・白川地域包括支援センター	☎ 636・8686
春日・郡・畑田	春日・郡・畑田地域包括支援センター	☎ 646・5685
沢池・西	沢池・西地域包括支援センター	☎ 625・6575
春日丘・穂積	春日丘・穂積地域包括支援センター	☎ 646・5406
茨木・中条	茨木・中条地域包括支援センター	☎ 646・5399
大池・中津	大池・中津地域包括支援センター	☎ 697・8067
玉籾・水尾	玉籾・水尾地域包括支援センター	☎ 652・5810
玉島・葦原	玉島・葦原地域包括支援センター	☎ 636・8000
天王・東奈良	天王・東奈良地域包括支援センター	☎ 648・7071

福祉なんでも相談会

☎ 4月2日(土)、午後2時～4時、**所**アル・プラザ茨木3階エスカーター横、**内**コミュニケーションソーシャルワークと

内ごみ出し、窓ガラスの清掃、電球取替え等、1回30分以内、月2回まで、**¥**1回250円(市民税非課税・生活保護受給者は1回150円)、**申**長寿介護課 ☎ 620・1637

健康保険・年金

忘れていませんか？

国民健康保険の加入・脱退届

退職・転職等で職場の健康保険の資

地域包括支援センターによる困りごと相談、**☎**(社福) 慶徳会常清の里CS **W** ☎ 646・5601

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

2月に年金から保険料を納付している人・世帯は、4・6・8月も同額です(8月の変動の可能性あり)。通知は送付しません。なお、10月以降の納付額は、①国民健康保険は6月、②後期高齢・③介護保険は7月に通知します。**☎**①保険年金課(国保) ☎ 620・1631、②保険年金課(高齢) ☎ 620・1630、③長寿介護課 ☎ 620・1639

後期高齢者医療・国民健康・介護保険料の年金からの納付額

格を喪失した人は加入届を、就職・結婚等で社会保険に加入した人は脱退届を14日以内に提出してください。脱退届を提出しないと社会保険と国民健康保険の二重加入となり保険料も二重に賦課されますので、ご注意ください。**☎**国民健康保険加入・脱退手続き専門コールセンター ☎ 620・6176

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行けない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

時【夜間】4月11日(月)・25日(月)、午後8時まで、**【休日】**24日(日)、午前9時～午後5時、**所**①国民健康保険料=市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料=市役所本館2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**☎**①保険年金課(徴収) ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



障害年金予約相談のご利用を

様式の委任状、**☎**4月1日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎ 620・1632

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

□での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時 4月4日(月)・13日(水)・22日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**内** 障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、**申** 同課(年金) 620・1632

国民年金保険料の納付書を送付

国民年金保険料を金融機関やコンビニで納付している人に、4月1日以降順次、今年度分の納付書が日本年金機構から送付されます。前納する人は、5月2日までに納付してください。納付書が届かない人は、吹田年金事務所までご連絡ください。**問** 同事務所 ☎ 06・6821・2401

学生納付特例制度等の申請を

厚生年金の加入者を除き、20歳になつてから2週間程度で日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書等が送付されます。保険料の納付が困難な場合は①学生納付特例制度や②納付猶予制度等の免除制度があります。ただし、①②等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額

固定資産税の価格・税額等の確認は4月1日から

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税・都市計画税の納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の所有する資産が記載された部分を確認できます(土地・家屋は5月に送付する固定資産税・都市計画税納税通知書に添付または同封の資産明細書でも内容確認可)。また、借地・借家人等は、自己が使用または収益の対象となる部分の固定資産課税台帳を閲覧できます。なるべく事前申請可能な郵送閲覧をご利用ください。

所 資産税課、**持** 来庁者の本人確認ができる証明書等、申請人が代理人や別居の親族=委任状(右下記参照)、法人=社印、代表者印、借地・借家人等=賃貸借契約書等、**備** 郵送閲覧希望の場合は、上記の持ち物(写)と、申請人・納税義務者・必要年度等を記入した申請書(市HPからダウンロード、法人の場合は社印・代表者印押印)、返信用封筒(送付先記入、切手貼付)等が必要、**問** 同課 ☎ 620・1615



土地・家屋価格等の帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者(所有者)は、今年度分の市内全ての土地または家屋の価格等を記載した帳簿を見ることが出来ます。

時 4月1日(金)～5月31日(火)の平日、午前8時45分～午後5時15分、**所** 資産税課、**対**・**内** 土地の納税者=土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地番、地目、地積、価格等)、家屋の納税者=家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格等)、**持** 来庁者の本人確認ができる証明書等、申請人が代理人または別居の親族=委任状(下記参照)、**問** 同課 ☎ 620・1615

今年度の固定資産評価(公課)証明を発行

4月1日から、今年度の固定資産評価証明・公課証明を発行します。

所・**問** 市民税課 ☎ 620・1614

【本人確認ができる証明書等】

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、マイナンバーカード、健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、公的機関が発行した資格証明書またはそれに準ずるもの

【委任状に相当するもの】

固定資産に関する売買契約書や競売落札関係書類等、寝たきり等委任状を作成できない人の保険証等、相続関係が分かる戸籍謄本等、その他申請代理権が授与されているとみなされるもの(委任状には納税者等の押印要、法人の場合は社印・代表者印押印要)

税金

地籍調査等が完了した土地の固定資産税額が変更

地籍調査等の完了により登記簿の地積等が変更された場合、土地の固定資産税額等が変更になります。詳細は市

等、**備** ①本人・②本人と配偶者の所得制限あり、家族が代理申請する場合は来庁者の身分証明書を持参(別居の家族が代理申請する場合には委任状要)、**申** 保険年金課(年金)(日本年金機構から送付されるお知らせに同封の返信用封筒で郵送可) ☎ 620・1632

になります。この場合、保険料を追納すると年金額を増やすことができますが、経過期間に応じた加算額が上乗せされるので、ご注意ください。**対** ①大学(院)・短大・高校・専修学校等の学生(夜間部、1年以上の通信制課程含む)、②50歳未満、**持** ①学生証(表裏の写し)、身分証明書

暮らしのガイド

HPをご覧ください。**■資産税課** ☎ 620・1615

振替納税の振替納付日にご注意を

昨年度の確定申告の振替納付日は、所得税・復興特別所得税は4月21日、消費税・地方消費税は4月26日です。振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等で振替ができなかった場合は、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。**■関茨木税務署** ☎ 623・1131

今月の納付(5月2日)まで

- 介護保険料普通徴収第1期分
- 一般廃棄物処理手数料第4期分

教育・子ども

教育委員会定例会の開催

■ 4月19日(火)、午後2時から、**■** 所市役所南館6階会議室、**■** 一部非公開の場合あり、**■** 教育政策課 ☎ 620・1680

予約奨学金説明会の開催

■ 4月26日(火)、午後7時から、**■** 所フリエイトセンター301、**■** 来年度に大学・短大・専修学校等に進学を希望する高校3年生または高校卒業後2年以内の

人と保護者、**■** 内日本学生支援機構奨学金の制度説明や申請・予約、**■** 関学校教育推進課 ☎ 620・1683

府育英会奨学金の活用を

高校等在学者対象の府育英会奨学金は、入学した高校で早めに申し込んでください。詳細は、各高校の事務室または市奨学金相談窓口(教育センター)へお問い合わせください。**■** 関同センター ☎ 626・4400

小中学校の学校生活に必要な費用の一部を援助

■ 昨年中の世帯所得(給与所得または公的年金等所得がある場合、総所得額から10万円を差し引いた所得額で審査)が基準額(左表参照)以下(基準額を超える場合でも、保護者の失業、離婚等により、現在の収入が著しく減少している場合は別途相談)、または生活保護を受給中で、市立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者、**■** 内学用品費・校外活動費・修学旅行費・

就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯(円)	持家世帯(円)
2人	2,130,400	1,951,000
3人	2,597,200	2,417,800
4人	3,227,500	3,048,100
5人	3,549,700	3,370,300
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円を加算	

学校給食費等、**■** 4月8日～5月10日(休校日除く)に、申請書(在籍する学校で配付、左下図読み取りからダウンロード可)と必要書類を直接、学校(小・中学校両方に)子どもが、各学校に申請要)、**■** 関学務課 ☎ 620・1684



ひとり親家庭の自立を支援

■ ひとり親家庭の親、**■** 内自立支援教育訓練給付金」教育訓練給付講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給、**■** 高等職業訓練促進給付金等」看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・保育士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師、その他市長が認める資格を取得するための養成機関で修業する際に、生活費の一部を助成、**■** 備事前相談要、**■** 関子ども政策課 ☎ 620・1625

幼児教育・保育無償化の手続きを

■ 次の子に該当する人、**■** ①私学助成の幼稚園を新たに利用する満3～5歳児、**■** ②保育の必要性があり、幼稚園・認定こども園(教育部分)の預かり保育を利用する満3～5歳児、**■** ③保育の必要性があり、認可外保育施設等を利用する未就学児(②の満3歳児と③の0～2歳児は住民税非課税世帯のみ)、**■** 備申請方法等詳細は市HP参照または利用予定の施設にお問い合わせ

子どもの安全見守り隊参加者を募集

子どもが安全・安心に登下校できるよう、登下校時間に通学路等で見守る活動が中心です。通勤や散歩・買い物の途中、家の周りを掃除しながらなど、できる時にできる範囲での「ながら見守り」の参加も可能です。子どもたちを温かく見守る活動へのご協力をお願いします。

■ 時【活動時間】登校＝午前7時30分頃～8時30分頃、下校＝午後2時30分頃～4時頃、**■** 備登録者は市で一括して保険加入、腕章・帽子等の支給あり、**■** 申各小学校、**■** 関学校教育推進課 ☎ 620・1683



人間関係や家庭環境等の相談は「ユースプラザ」で

■ 所① choi(総持寺のち・愛・ゆめせ) ださい。**■** 利用開始日までに、申請書(保育幼稚園事業課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課 ☎ 620・1638



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

離婚家庭等向け子育て世帯臨時特別給付金(支援給付金)を支給

☒離婚等により、現在児童を養育しているものの、国による一括給付を受け取っていない人で、次のいずれかに該当する人(所得制限あり)、①令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった人、②令和3年9月30日には高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点で高校生等を養育している人、☑児童1人当たり一律10万円(元養育者からすでに給付金の一部を受け取っている、または児童のためにすでに使われている場合はその額を差し引いた額)、備詳細は右図読み取り、申4月28日までに、申請書等(こども政策課で配付、市HPからダウンロード可)を、原則郵送で、〒567-8505 同課 ☎620・1625



こども会に入ろう

こども会は、子どもを地域で育てるための自主的な組織です。同じ地域に住む子どもが、異年齢の仲間と遊びを中心とする集団活動を行うことで、社会の一員として必要な知識や態度を身につけるとともに、創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び考えることができる「生きる力」を身につけることができます。主な対象は小学生ですが、地域により幼児や中学生が含まれることもあります。こども会への加入は、各地域のこども会育成会長に申し出てください。こども会をつくりたい場合はお問い合わせください。☎社会

教育振興課 ☎622・5180
リーフレット「いばらきの青少年ほっとけん!」のご活用を

市青少年問題協議会では、市青少年健全育成運動重点目標を、「子どものSOS ほっとくん!」と大人が気づいて声をかけあう関係づくり」とし、啓発用リーフレットを配布しています。保護者や地域の人が協力し、同運動を進めていくため、ご活用ください。☎社会教育振興課 ☎622・5180



放課後子ども教室の運営にご協力を

市では、市内全小学校区で安全・安心な居場所の提供と、体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティをつくるため、同教室を運営しています。対象は校区在住の小学生で、安全の見守りや、茶道・将棋・囲碁・工作等の室内遊び・ドッジボールやサッカー等の外遊びの指導・支援を行っています。保護者を含む地域の皆さんや、市内在住・在学の大学生のご協力をお

願います。☎社会教育振興課 ☎622・5180

不登校児童生徒支援室

「ふれあいルーム」の利用説明会

時4月16日(土)、午前10時～11時・午後1時～2時、所フリエイトセンター301、☒市内在住・在学で不登校の小・中学生の保護者、☎教育センター ☎626・4400

児童虐待かと思ったら189へ

「虐待を受けたと思われる子どもを見つけた」、「子どもの異常な泣き声をよく聞く」、「児童虐待かも」と思った時は、間違っても構いませんので、すぐに児童相談所 ☎189(24時間365日)に電話してください。あなたが気づき通報することで子どもの命や保護者が救われます。虐待を防ぐのは、私たち一人ひとりの力です。連絡した人の秘密は守られます。☎こども相談室 ☎624・8951

まちづくり

都市計画案の縦覧

時4月11日(月)～25日(月)、所都市政策課、内玉櫛・真砂東・横江地区土地区画整理事業等の都市計画変更、備市民と利害関係者は4月25日までに、同課へ意見書を提出可、☎同課 ☎620・1660

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

☎問合先、☑メールアドレス、HP ホームページ、☐保一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅※1 (木造住宅除く)	定額(戸数分)	25,000円/戸
	特定建築物 (一定規模以上)	耐震診断費用の50%	1,000,000円/棟※2
耐震設計※3	木造住宅※4	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
	賃貸共同住宅 (木造住宅除く)※1	耐震設計費用の2/3	1,500,000円/棟
	分譲共同住宅※1		3,000,000円/棟
耐震改修※3	木造住宅	700,000円/戸(定額) (一定所得以下の世帯は900,000円/戸)	
	賃貸共同住宅※1	①②のいずれか 少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅※1	①50,200円/㎡ ②工事費用の1/3	25,000,000円/棟
除却工事※3	木造住宅	400,000円/棟(定額) (一定所得以下の世帯は600,000円/棟)	
	賃貸共同住宅 (木造住宅除く)※1	①②のいずれか 少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅※1	①50,200円/㎡ ②工事費用の1/3	20,000,000円/棟

※1 延べ床面積1,000㎡以上(階数が3以上のものに限る)、※2 用途により1,250,000円/棟、※3 耐震性が不足するものに限る、※4 耐震改修工事を行う場合に限り

道路・公園遊具の 破損等の通報フォームのご利用を

市内の道路や公園で破損等を発見した場合は市に通報できる電子フォーム(下図読み取り)をご利用ください。なお、緊急性が高いと判断した場合は電話で通報をお願いします。☎道路建設管理課 ☎620・1650、公園遊具公園緑地課 ☎620・1654



マンション管理計画認定制度を開始

分譲マンションの管理計画が一定の

基準を満たす場合、適正な管理計画を持つマンションとして市の認定を受けることができる制度です。認定を受けることで、住宅金融支援機構のフラット35やマンション共用部分リフォーム融資の金利の引き下げ等が予定されています。

☎4月1日(金)から、**対市内の分譲マンション、備管理組合による認定申請要、問居住政策課 ☎655・2755**

多世代近居・同居を支援する 補助制度のご利用を

内子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯)と親

世帯(子世帯の父母または祖父母)のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**¥上限30万円、備その他条件あり、問居住政策課 ☎655・2755**

建築物の耐震診断・改修補助・ 除却補助制度

対平成12年(非木造と除却は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、内左上表のとおり、問居住政策課 ☎655・2755

住宅用火災警報器を 定期的に点検しましょう

住宅火災の逃げ遅れによる被害を防ぐため、住宅用火災警報器の設置が義務化されています。設置から10年ほど経過すると、電子部品の劣化や電池切れ等で、火災を感じなくなることがあります。定期的に作動確認を行い、機器を交換するなど適切な維持管理をしましょう。☎予防防課 ☎622・6950

いばきたフェイスブック・イン스타그램で北部地域の魅力を発信

市北部地域「いばきた」の魅力をPRするため、いばきたフェイスブック・イン스타그램を開き、季節の話題やイベント情報等を発信して



避難情報等の配信サービスの登録対象者を拡充

携帯電話やインターネットを利用しない・できない人等が対象の、災害時における避難情報等の緊急情報を固定電話やファックスへ自動で発信するサービスの登録対象者の年齢等を4月1日から拡充します。

対インターネット等を利用しておらず、次のいずれかに該当する人、①避難行動要支援者、②地区連合自治会長、③自主防災組織の会長、④要配慮者利用施設の施設管理者、**【拡充】**⑤65歳以上の単身高齢者、⑥65歳以上のみの高齢者世帯、⑦国道171号以北の土砂災害警戒区域を含む小学校区の単位自治会長、②～④⑦はインターネット等の利用の有無を問わない、**☑**申込書(危機管理課等で配付、右図読み取りからダウンロード可)を、郵送・ファックスまたは、直接、☎567-8505 同課 ☎620・1617、☎624・9249



定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

聴覚・発語障害者向け、外国人向け 119 番通報サービスのご利用を

問警備課 ☎ 622・6955、✉ keibi@city.ibaraki.lg.jp

聴覚や発語に障害のある人のための Net119 緊急通報サービス

緊急通報を行う補助的な通報手段として、スマートフォンや携帯電話で、文字等による消防への緊急通報（消防車や救急車の要請）ができます。

【利用登録】 ① 市内在住・在勤・在学で聴覚や発語の障害等で音声通話による 119 番通報が困難な人、② 事前登録要、詳細は右図読み取り、③ スマートフォンまたは携帯電話を持参し、直接、同課



119 番通報時の外国語通訳

A foreign language emergency call service is available

外国人居住者・観光客・留学生等、日本語での会話が困難な人が、火災または病気やけがのため消防車や救急車を呼ぶ場合に、通訳センターを介した英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の通訳を行います（利用は市内からの 119 番通報に限る）。詳細は右図読み取りからご覧ください。



中文 English Español
한글 Português



免許を返納する高齢者の 外出を支援

高齢者の事故防止と公共交通を使つた外出を支援するため、運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

① 次の全てに該当する市民、② 平成 30 年 4 月 1 日以降に自主的に有効期間内の運転免許証を全部返納、③ 返納時お

いますので、ぜひ「いいね！」をお願いします。問北部整備推進課 ☎ 620・1609

春の全国交通安全運動

4 月 6 日～15 日に、同運動が実施されます。交通安全に対する認識を深め、交通ルールを守るとともに、正しい交

通マナーを実践し、交通事故を防ぎましょう。【重点項目】▼子どもをはじめとする歩行者の安全確保、▼歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上、▼自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保、▼二輪車の交通事故防止、問交通政策課 ☎ 647・2916

市水道・下水道事業審議会委員を募集

① 6 月～来年 2 月、年間 5 回程度平日に開催、② 4 月 1 日現在、市内在住の 18 歳以上（国または地方公共団体の議員・職員除く）、③ 定 2 人、④ 市水道・下水道事業の経営戦略等の改定の審議、⑤ 日額 9 千円、⑥ 備詳細は市 HP 参照、⑦ 4 月 28 日（必着）までに、小論文と本人確認書類（写しまたはデータ）を、郵送・メール（住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・電話番号を記入）または直接、〒567-8505 下水道総務課 ☎ 620・1695、✉ gesuidosomu@city.ibaraki.lg.jp

雨水貯留タンク設置補助のご利用を

雨水貯留には、散水等に利用することによる節水効果や浸水軽減効果等がありますので、設置をご検討ください。① 新たに購入する次の全てに該当する人、② 下水道が使用できる区域内に設置する、③ 過去に同制度による助成を受けていない、④ 貯留容量が 80 ℓ 以上ある市販のものを設置、⑤ 購入費の 3

悪質業者にご注意ください

チラシや広告の甘い言葉での勧誘や、市からと称し、検査や修繕等を口実に家庭を訪問し、宅内の下水道や下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等をして、高額な代金を請求する等の悪質な業者による被害が多発しています。市では、訪問販売・修繕等は行っていない。不審に思った場合は、指定工事店を紹介するので、ご相談ください。問下水道施設課 ☎ 620・1667、水道部総務課 ☎ 620・1690

家庭で飲料水の備蓄を

大規模な災害により断水が発生した場合、復旧までに時間を要することが予想されます。万が一に備えて、各家庭で 1 人 1 日 3 ℓ を目安に、最低 3 日分（1 人 9 ℓ）以上の飲料水の備蓄をお願いします。問水道部総務課 ☎ 620・1690

暮らしのガイド



衣服、タオル、毛布等の古布は、穴やほつれ、黄ばみがあっても洗濯して乾かし、清潔な状態であればリサイクルできますので、古布の日に出货してく

古着等古布のリサイクルにご協力を

環境

【必ず】工事の着工前に申請してください。要件等詳細は下図読み取り参照、5いばらき環境ポイント付与、**岡公園緑地課** ☎620・1654



住宅・事業所での緑化を補助

道路に面した場所で新たに植え込みやシンボルツリー等を植栽する際、それに伴うブロック塀、フェンスの撤去また、建物の壁面や塀を緑化する際の費用の2分の1を補助します（上限あり）。

ださい。ただし、じゅうたん等の敷物、ぬいぐるみ、座布団、においや汚れのひどい布類は資源になりませんので、大ききで分けて、普通ごみ、粗大ごみ（小型・大型）の日に出货してください。なお、居住地域で集団回収を実施している場合は、優先的に集団回収をご利用ください。**岡資源循環課** ☎620・1814

家庭用生ごみ処理容器等の購入費を助成

【購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）、電源を必要としない容器（コンポスト容器等）Ⅱ1基につき上限5千円（5年以内に2基まで）、電源を必要とする機器（生ごみ処理機）Ⅱ上限2万円（5年以内に1基）、**備前**請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、詳細は市HP参照、**申**申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎620・1814

一般廃棄物処理基本計画を策定

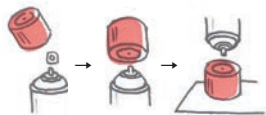
同基本計画が中間年度を迎えたことから、前提となる諸条件の変動とこれまでの成果を踏まえ、計画を見直しました。また、本市の食品ロスの削減を計画的に推進するため、食品ロス削減推進計画を同基本計画の一部として新たに策定しました。同基本計画の詳細は、4月1日から市HP、市役所南館1

スプレー缶等と小型家電のスポット収集

スプレー缶等（スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター）のスポット収集を右表のとおり実施しますので、使い切れず中身が残ったスプレー缶等をお持ちください。また、普段ボックス回収（設置施設は市HP参照）を行っている小型家電も、スポット収集で対応します。なお、スプレー缶等は原則、下記の注意点を厳守の上、普通ごみに捨ててください。**岡環境事業課** ☎634・0351

【注意】▶使い切った上で、「ガス抜きキャップ」（※）等を使用し、完全にガスを抜き取る、▶他のごみとは分け、中身が見える45ℓ以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示、▶ガス抜き作業等は必ず屋外で、風通しのよい火気のない場所で行う

※商品により有無・形状・使用方法（右図参照）が異なります。商品に記載された使用方法をご確認ください。



（注）中止や日程変更がある場合は市HPでお知らせします。今年度は福井市民体育館、各いのち・愛・ゆめセンターでは実施しません。処理困難物（消火器・プロパンガス・塗料・薬品等）は回収できません。11月開催予定のいばらき環境フェアでも実施予定です（詳細は広報いばらき等でお知らせ）。

日程	時間	市役所本館	生涯学習センター
4月9日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
4月27日(水)	午後2時～3時30分	○	○
5月14日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
5月31日(水)	午後2時～3時30分	○	○
6月11日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
6月29日(水)	午後2時～3時30分	○	○
7月9日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
7月29日(金)	午後2時～3時30分	○	○
8月13日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
8月31日(水)	午後2時～3時30分	○	○
9月10日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
9月30日(金)	午後2時～3時30分	○	○
10月8日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
10月31日(月)	午後2時～3時30分	○	○
12月10日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
12月23日(金)	午後2時～3時30分	○	○
来年	午前10時～11時30分	○	○
1月14日(土)	午後2時～3時30分	○	○
1月31日(水)	午後2時～3時30分	○	○
2月11日(水)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
2月28日(水)	午後2時～3時30分	○	○
3月11日(土)	午前10時～11時30分 午後2時～3時30分	○	○
3月31日(金)	午後2時～3時30分	○	○

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

階情報ルーム、各図書館で閲覧できます。また、パブリックコメントの結果を、情報ルーム、市HPで公表しています。
問 資源循環課 ☎ 620・1814

ええことカレンダー「いばらき環境家計簿」の活用を

今年度版の同家計簿を作成しました。継続してつけることで、生活のどこからCO₂が出ているのか一目で分かるようになります。環境政策課・各図書館・生涯学習センター等で配付(市HPからダウンロード可)していますので、ご活用ください。
問 環境政策課 ☎ 620・1644

みどりのカーテン市民モニター募集

【対】次の全てに該当する市民または市内の事業者、①ゴーヤ等の植物を育てるスペース(北側以外)がある、②観察記録表の提出に協力できる、③YouTube配信の説明会に参加できる、【定】先着50人、5団体(1世帯・1団体につき1人、未経験者優先)、【内】みどりのカーテン(ツル性の植物による自然のカーテン)を育て、観察記録表をつける、【申】左下図読み取りから申込、【苗の配付】時5月10日(火)、午前10時～正午・午後3時～5時、【所】市役所南館8階中会議室、【内】資料と植物の苗(ゴーヤ4株またはゴーヤ3株とキュウリ1株)を配付、



持筆記用具、苗を持ち帰る袋【説明会】

時5月11日(水)～18日(水)、【所】オンライン配信、【内】ヒートアイランド現象とみどりのカーテンの育て方の説明等、【備】観察記録表提出時に15いばらき環境ポイント付与、説明会のみ参加希望者も要申込、【申】電話またはメール(事業名・住所・氏名・電話番号・メールアドレス・モニター経験の有無・希望の苗の種類・苗の配付希望時間)で、環境政策課 ☎ 620・1644、✉ kankyoseisaku@city.ibaraki.jp

省エネ・省CO₂設備導入に対する費用を一部補助

【対】市内に事業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に定める会社、【内】効果の把握できる新エネルギー導入や省エネルギー改修の事業経費50万円以上の一部を補助、投資額100万円当たり年間CO₂削減量2トン以上(新エネルギーは1トン以上)の改修等、【市】が認めた導入経費の3分の1(上限300万円、千円未満は切り捨て、太陽光発電は出力1kWあたり1万2500円で計算)、【備】申請前に相談要、予算の範囲内で先着順、詳細は市HP参照、【申】4月18日から申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課 ☎ 620・1644

いばらきエコクラブへ登録を

同クラブ事業は、子どもたちによる

自然観察やリサイクル等の環境活動・学習の支援を目的としています。3歳～高校生と、活動をサポートする大人のサポーターでクラブの登録ができます。登録すると活動のヒントが掲載されている手帳やニュースが届くほか、事務局からイベント等を案内します。なお、登録期間は1年間で、毎年3月に更新を行います。

【備】5いばらき環境ポイント付与、【問】クラブ事務局(環境政策課内) ☎ 620・1644

太陽光パネル・蓄電池の共同購入参加者募集

時9月20日(火)まで、【内】太陽光パネル・蓄電池をお得に共同購入、詳細は下図読み取り、【備】オンライン説明会実施、【問】おさかみんなのおうちに太陽光事務局 ☎ 0120-758-300



住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

【対】自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(エネファーム)・③強制循環型ソーラーシステム・④自然循環型太陽熱温水器・⑤蓄電システムを設置後①は電力受給後6か月以内の人、【市】出力1kW当たり1万2500円(上限4kW)、②③⑤上限4万円、④上限

消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。
問 消費生活センター ☎ 624・1999

電気の契約切り替えトラブル

【事例】契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然家に来て「電気が安くなるので、検針票を見せしてほしい」と言われて見せた。後日、知らない会社から契約書が届き、勝手に契約されていたことを知った。



【回答】大手電力会社等を名乗るケースがみられますが、実際の契約先はどこかを必ず確認してください。また、検針票に記載されている顧客番号等の情報を元に勝手に契約されないよう、検針票を安易に見せないようにしましょう。なお、契約を切り替えると安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法等をしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討しましょう。

頑張る市内企業

紹介編 vol.101

(株)資生堂 大阪茨木工場



高級スキンケアを中心に茨木から世界へ商品をお届け

明治5年(1872年)に設立し、今年で創業150周年を迎える同社。令和2年(2020年)12月、化粧品生産と物流機能を統合したサプライチェーンの拠点として彩都もえぎに大阪茨木工場と西日本物流センター(WDC)を開設しました。同社の国内工場の中では、最大の生産能力を有し、高級スキンケアを中心に生産しています。またWDCは、作業効率の高い世界初の出荷システムを導入するなど最先端の物流機能を有しています。

中島工場長は「ここ茨木の地から世界のお客さまへ、高い品質の商品をお届けします。見学コースがあるSHISEIDO BEAUTY SITE(現在はオープン延期中、詳細は同社HP参照)も併設されているので、ぜひお越しください」と話しました。

☎ 商工労政課 620・1620

環境管理制度認証取得を支援

市内に事業所を有する中小企業者等、**¥**ISO14001、KES、エコアクション21、エコステージの認証取得に要した経費に2分の1を乗じて得た

3万円、**備**②は①と同時に申請のみ、各10いばらき環境ポイント付与、**申**4月18日(来年3月10日に、申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課**620・1644**

商工・消費生活

正規雇用促進奨励金制度のご利用を

失業中の市民を正規労働者として市

額(制度により上限20万円または50万円、千円未満は切り捨て)、**備**予算の範囲内で先着順、詳細は市HP参照、**申**申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課**620・1644**

障害者雇用奨励金のご利用を

☎ 620・1620

対知的・精神・重度身体障害者のある市民を雇用保険の一般被保険者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金を受給した従業員数が300人以下の事業主、**内**左表のとおり、**申**支給対象期が終了した月の翌月から3か月以内に、商工労政課**620・1620**

対象労働者	支給額
重度身体・知的障害者	第1～3期に各30万円
重度身体・知的障害者(短時間労働者)	第1・2期に各21万円
精神障害者、重度以外の知的障害者	

特定求職者雇用開発助成金の対象期間を終了した月の翌月から起算し、6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1～3期)とする。

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、

介護・福祉事業所の求人活動経費を補助

事業者にアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者(市民・市内法人のみ)や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等(いずれも小売業・飲食店のみ)を予定している事業者に対して、改装工事費の一部を補助(限度額50万円)しています(工事計画前に相談要)。本制度は利用後10年が経過すると、再度利用できます。☎ 商工労政課**620・1620**

市内介護・福祉事業所が求人説明会等への出展や、市内介護・福祉事業所で構成される団体による求人説明会等の経費を補助します。

対①市内に介護・福祉事業所、施設を有する法人、②①で構成される団体、**内**①求人説明会等への出展費用、②求人説明会を市内で開催するための費用を補助、**¥**次のいずれか少ない額、**内**補助対象経費の合計額の2分の1、**内**補助対象事業の総事業費から収入を減じて得た額、**内**①10万円、②20万円、**備**事前相談要、☎ 商工労政課**620・1620**

就職のためのスキルアップを支援

対失業中の市民、非正規労働者として働く市民(その他要件あり)、**¥**厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

対象講座の受講料（入学金除く）の2分の1（上限5万円）、国の教育訓練給付金の支給対象外の人は、給付金相当額を加算、**国**講座の受講修了日から3か月以内に、商工労政課 ☎ 620・1620

茨木商工会議所の無料相談

時 4月18日(月)、5月16日(月)、6月20日(月)、**【金融相談（事業資金・教育ローン）】**午後1時～3時、**【創業相談】**午後2時～4時、**所**・**問**同会議所 ☎ 622・6631

求人

養育支援訪問員(会計年度任用職員)

時 平日、午前9時～午後5時の間で、子育て支援課が指定する日時、1回の訪問で2時間程度、**賃** 時給1041円（交通費含む）、**備** 詳細は市HP参照、**申** 4月28日(必着) までに、申込書（子育て支援総合センターで配付、市HPからダウンロード可）を郵送または直接同センター ☎ 624・9301

小・中学校学習支援者

時 月～金曜日のうち学校と調整（1回2時間以上）、**所** 市立小・中学校、**対** 大学生等、**内** 児童・生徒の学習や諸活動等の支援、**賃** 1回千円、**問** 学校教育推進課 ☎ 620・1683

その他

川端康成文学館の臨時休館

時 4月4日(月)～8日(金)、**問** 同館 ☎ 625・5978

23日は住民票等のコンビニ交付が利用できません

時 4月23日(土)、終日、**問** 市民課 ☎ 620・1621

フューチャープラザ・グランド ホールの市民先行予約

立命館いばらきフューチャープラザ・グランドホールの来年5月5日～7日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご確認ください。

【抽選会】 4月20日(水) 午前11時から、**所** 同プラザ、**備** 利用予定者のうち希望者にはグランドホールの見学会（4月20日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション
前集合）も実施、**申** 4月1日～11日に、メールまたはファックス（住所・団体名・氏名・電話番号・見学会参加希望の有無・参加人数を記入）で、



文化振興課 ☎ 620・1810、**【FAX】** 622・7202、**✉** bunka@city.ibaraki.lg.jp

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの5月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの来年11月抽選分の申込受付は4月20日～30日に行います。**【クリエイトセンター】** センターホール 来
年5月4日・27日 午後6時～10時、
5月5日・19日～21日・28日 終日、
5月13日 午前9時～午後5時、**多目的ホール** 11月2日・16日・30日 午前9時～午後5時、11月5日 午後1時～10時、11月6日・12日・18日～20日・26日・27日・29日 終日、11月11日 午後6時～10時、**【生涯学習センター（火曜日休み）】** きらめきホール 11月2日・9日・16日・30日 午後6時30分～9時30分、11月4日・17日・24日 午後0時30分～9時30分、10月5日・6日・10日～14日・18日～20日・26日 終日、**【ローズWAM（火曜日休み）】** フムホール 11月13日・26日 午後0時30分～6時、11月17日 午前9時～午後3時

市スポーツ推進計画を改訂

スポーツに関する本市の取組みの基
本となる同計画（平成28年策定）を改

成年年齢が18歳に

民法の改正により、4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。成人になると、保護者等の同意なしにさまざまな契約ができるようになります。一度結んだ契約は原則取り消しできませんので、特に新成人の契約トラブルが増えることが懸念されています。消費生活センターでは、出前講座の開催やだまされざるTVの配信等を通じ、トラブル事例や被害にあわないためのポイント、相談窓口等をわかりやすく解説していますので、ぜひご視聴ください。動画は右図読み取りからご視聴いただけます。**問** 消費生活センター ☎ 624・0799



市生涯学習推進計画を策定

訂しました。全ての市民がいつでもどこでも、いつまでもスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまちの実現をめざします。詳細は市HP、スポーツ推進課、市役所南館1階情報ルーム、各図書館、各体育館をご覧ください。**問** スポーツ推進課 ☎ 620・1608

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**【保】** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。

所・問市民課 ☎ 620・1621



届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届 (本市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から14日以内	○転出証明書（転入届の特例を受ける場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード）、○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○介護保険受給資格証明書（保有者のみ）、○後期高齢者医療負担区分等証明書（保有者のみ）、○国外からの転入の場合は、戸籍謄本と附票（5年以内の本市への再転入または本籍地が本市の場合は不要）、パスポート（入国スタンプ要）	世帯主または世帯員
転居届 (市内で住所が変わったとき)		○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越し日のおおむね14日前から	○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
世帯変更届 (世帯に変更があったとき)	変更した日から14日以内		

※外国人住民も届出が必要です。虚偽の届出を防ぐために、届出時に届出人の本人確認を行います。また、やむを得ず代理人が届出をする場合は委任状が必要です。なお、持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。国外からの転入には入国スタンプのあるパスポート、または航空チケット等入国日の分かるものが必要です。

本となる同計画を策定しました。市民の皆さんが学んで楽しいと思える、「きらめきははたぐまなびのまち」をめざします。詳細は市HP、文化振興課、市役所南館1階情報ルーム、生涯学習センター、各図書館、各公民館、各コ

コミュニティセンターでご覧ください。生涯学習センター ☎ 624・8182
自衛官等募集に係る自衛隊への情報提供を望まない人は申出書提出を
市では法令に基づき、自衛官等募集

に係る必要な情報（氏名・住所・生年月日・性別）を自衛隊に提供していただきます。今年度から、情報提供を希望しない人は、申し出により除外できますので、次のとおり手続きをしてください。
対平成16年4月2日～17年4月1日・平成12年4月2日～13年4月1日生まれ、**【詳細は左下図読み取り参照、申出書提出は4月11日～5月11日に、除外申出書市HPからダウンロード】**と本人確認書類1点（写）（法定代理人が申し出る場合は法定代理人の本人確認書類要、本人と法定代理人が同一世帯でない場合、本人との関係がわかる戸籍謄本等要）を、郵送または直接、〒567-8505 市民課 ☎ 620・1645



安心して低価格な市営葬儀のご利用を

対死亡者または喪主が本市に住民登録をしている人、**【下表のとおり（死亡者が本市に住民登録をしていなかった場合、使用料は2倍、【備】別途宗教者へのお礼、供花、会葬者へのお礼の品、食事等の料金が必要、問市民課 ☎ 620・1645】】**

令和4・5年度の市指定金融機関が決定

指定金融機関は、市に代わって公金の収納・支出の事務を取り扱う金融機関です。本市では、2行が1年交替で指定金融機関業務を行います。令和4

年度は三井住友銀行、令和5年度はりそな銀行が担当します。市役所本館1階の指定金融機関窓口も同様に4月1日で交替します。なお、取扱時間は午前9時～午後4時です。問会計室 ☎ 620・1669

列車内ちかん被害相談のご利用を

ちかん等の被害に遭った、目撃し

項目	金額(円)	内訳(円)			その他
		会場使用料	納棺・葬祭用品	祭壇飾り葬儀進行	
第1告別式場(席数45)	125,880	38,000	27,500	23,500	火葬代 19,000円 霊柩車 11,880円 霊安室 6,000円(2日分) (自宅・集会所等と納棺・火葬のみは除く)
控室1室(30人程度)					
第2告別式場(席数120)	206,280	102,400		39,500	
控室4室(60人程度)					
第3告別式場(席数50)	140,680	52,800		23,500	
控室3室(50人程度)					
第3告別式場(席数80)	156,480	68,600	22,500	23,500	
控室3室(50人程度)					
第5告別式場(席数18)	110,380			23,500	
控室1室(14人程度)					
自宅・集会所等	81,880	-		23,500	
納棺・火葬のみ	58,380	-		-	

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

所有者不明猫活動団体の 取組みにご理解を

問・申 市民生活相談課 ☎ 620・1603

近年、所有者不明猫（野良猫）への無責任な餌やり・糞尿等の相談が市に多数寄せられています。これらの問題を解決するため、市に登録している同団体等に避妊・去勢手術費の一部を助成しています。同団体は、野良猫を排除するのではなく、不幸な命を新たに生み出さないために避妊・去勢手術をし、一代の命を全うさせる活動をしています。野良猫がその地域で生きていくためには、地域の皆さんの理解が不可欠です。今以上に不幸な命を増やさないために、無責任な餌やり等はやめましょう。



※耳のV字カットは、野良猫が避妊・去勢手術を受けた証です。

同団体新規登録説明会

時 5月24日(火)、午後2時から、対市内に生息している野良猫を避妊・去勢手術等により減らす活動と最後まで世話ができる市民2人以上で構成された団体、備説明会への参加要、場所等詳細は申込後通知、申 4月1日～15日に、電話で同課

里山ふれあいオートキャンプ場 のご利用を

たときは一人で悩まず相談してください。24時間受け付けています。問 府警察 鉄道警察隊 ☎ 06・6885・1234

時 4月23日～11月26日の土曜日（5月28日・11月19日除く）、4月29日(祝)、5月3日(祝)～4日(祝)、7月17日(日)、9月18日(日)・23日(祝)、10月9日(日)、午後1時～翌午前10時、所 旧北辰中学校グラウンド、対 市内在住・在勤の家族、定 先着10区画、¥1区画300円（10m×10m）、備 宿泊要、利用後の区画等清掃要、トイレ・炊事場あり、自然観察・木工体験イベントあり、詳細は里山セ

ご寄附ありがとうございました

ンターHP参照、申 4月1日から、宿泊日の3か月前～原則3日前、午前9時～午後5時に、電話で同センター ☎ 646・7531

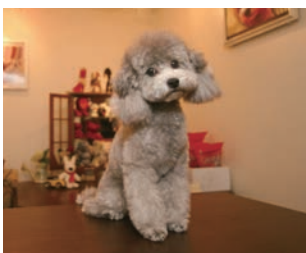
次の皆さんから、市へのご寄附（10万円以上、または相当品）をいただきました（敬称略）。
◆ 日立物流「まごころ基金」・日立物流コロボネクト(株)車いす3台、◆ (株)久光物流バスケットボール5号球20球、◆ (株)ワールド100万円、◆ 渡部貴久美IIクラフトリース3点、◆ (株)丸光IIフェイスシールド140枚、◆ 吉原正道II300万円

飼い犬登録と狂犬病予防注射

生後3か月を経過した犬の飼い主は、必ず市へ飼い犬の登録をし、毎年1回狂犬病予防注射を接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。予防注射は、動物病院または市が実施する集合注射で接種することができます。集合注射は、一定距離内に動物病院がない地域で実施します。接種後、まれに犬の体調が悪くなることや死亡することがあり、医療設備が整っていない集合注射の会場では、十分な対応ができないため、動物病院での接種を推奨しています。動物病院で接種するときは、事前に診療日時や費用を確認してください。

注射済票は、市内の動物病院（飼い犬登録をしている人に送付の狂犬病予防注射案内、または市 HP 参照）と集合注射会場で交付されます。それ以外で接種した場合は、市の窓口で交付の手続きが必要です。

【集合注射】時・所 右表のとおり（雨天決行）、¥注射・注射済票交付3,300円、飼い犬登録が未登録の場合は登録料3,000円（未登録の場合は、事前連絡要）、備 駐車場なし、注意事項 犬を服従させられる人が連れてくる。安全な首輪・リード・口輪等を使用する。3月中旬に市から送付の受診票（切り離さない）を必ず持参する。糞と尿の後始末ができるものを必ず携帯する。注射を嫌がり暴れる犬、よく吠える犬、体調の悪い犬は動物病院で接種させてください。問 市民生活相談課 ☎ 620・1603



集合注射日程表

とき（4月）		ところ
15日(金)	13:00～13:15	安威森林会館前
	13:45～14:05	下音羽バス停前
	14:25～14:40	銭原クラブ前
18日(月)	13:00～13:20	遍照寺前 (福井小学校東門北)
	13:45～14:05	北辰出張所前
	14:25～14:40	上音羽クラブ前
19日(火)	13:00～13:15	車作青年会館前
	13:30～13:45	大岩集会所前
	14:00～14:50	山手台中央公園
20日(水)	13:00～13:30	太田公民館前
	13:50～14:20	郡さくら公園
	14:40～15:10	豊川いのち・愛・ゆめセンター前
21日(木)	13:15～13:30	佐保公民館前
	13:50～14:50	彩都西公園
22日(金)	13:30～14:10	蔵垣内公園
	14:50～15:10	白川中央公園

4月の無料相談

相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、48ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	と き	ところ
相続、離婚等の法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00 (※1)	市民生活相談課 ☎ 620・1603 ※1 1週間前、 8:45 から電話または、 いばライフで予約 (1週間前が 祝日の場合は、電話 予約のみ直前の開庁日)
日曜法律相談 (先着7人)	24日(日)、9:00～12:30 (18日、8:45 から電話または いばライフで予約)	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30 (※2)	
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎ 0570・09・0110 にお問い合わせください。	
行政書士相談 (各種書類の書き方) (先着5人)	6日(水)、9:30～12:00 (※2)、 相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談 (各日先着5人)	6日(水)=登記、相続、20日(水)・ 27日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00 (※2)	※2 前日、8:45 から電話で予約 (前 日が土・日曜日、 祝日の場合は、そ の直前の開庁日)
土地家屋調査士相談 (先着5人)	20日(水)、9:30～12:00 (※2)、 土地の境界等	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会 ☎ 691・ 8600、全日本不動産協会 ☎ 06・6155・1717 にお問い合わせ ください。	
税務相談 (各日先着5人)	14日(水)・28日(水)、 13:00～16:00 (※2)	
公証人相談 (先着5人)	7日(水)、9:30～12:00 (※2)	
戸籍相談 (先着4人)	21日(水)、14:00～16:00 (前日、8:45 から電話で予約、 市民課 ☎ 620・1621)	消費生活センター ☎ 624・1999
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、9日(土)・23日(土)、9:00 ～12:00	
人権擁護委員 による人権相談	14日(水)・28日(水)、 13:00～15:00	
ひとり親のための 法律相談	26日(水)、13:00～16:00 (1日、8:45 から電話で予約、 こども政策課 ☎ 620・1625)	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	障害福祉課 ☎ 620・1636 ☎ 627・1692
障害児相談 (18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00 (面談は要予約)	あけぼの学園 ☎ 626・0105
教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 9:00～19:00 (要予約、※3) 発達・心理	教育センター ☎ 626・4407 ※3 市 HP から申 込可
電話教育相談 ☎ 625・7830	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎ 0120・147970 (小・中学生 対象)、☎ 627・5511 (保護者 対象)、上記以外は ☎ 0120・ 7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	

相談内容	と き	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日 (火曜日除 く)、10:00～16:00 (要予約)	男女共生センター ローズ WAM ☎ 620・9920
女性電話相談 ☎ 621・0892	毎週月～土曜日 (火曜日除 く)、10:00～16:00	
男性のための 電話相談	20日(水)・27日(水)、 18:30～21:30	
女性のはたらき方 相談	8日(金)、9:30～12:30 (要予約)	
女性法律相談	16日(土)・21日(水)、 9:30～12:30 (1日、9:00 から電話で予約)	
仕事なんでも相談	28日(水)、13:00～16:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎ 622・5757
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	
人権や生活上の さまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
お仕事じっくり 相談 (要予約)	① 1日(金)・② 20日(水)・ ③ 21日(水)、13:30～15:30	
くらし設計相談 (要予約)	① 15日(金)・② 8日(金)・ ③ 23日(土)、13:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ① 沢良宜 ☎ 635・7667 ② 豊川 ☎ 643・1470 ③ 総持寺 ☎ 626・5660
生活困窮に関する 相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00 (予約優先)	
経営相談	主に毎週月・火・金曜日、 10:00～17:00 (予約優先)	
創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00 (要予約)	
仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、28日は12:00まで)	
防火相談	毎日、9:00～17:00	消防本部 ☎ 622・6955
分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	12日(水)、9:00～12:00 (5日までに要予約)	居住政策課 ☎ 655・2755

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課 ☎ 620・1603 にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、